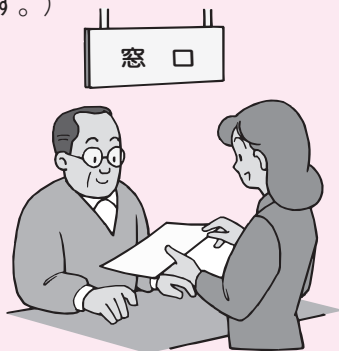


# 来年度より各種団体への補助制度が変わります

## 応募から実施報告まで

- ① 申請書類の提出（3月31日まで）  
（団体の規約、事業の内容、事業に要する経費の内訳、予算書などが必要となります。）
- ↓
- ② 町の審査により、補助の採択・不採択、補助金額を決定し、申請者へ結果を通知します。（4月30日まで）
- ↓
- ③ 補助採択を受けた団体は、補助金の申請を行います。
- ↓
- ④ 町から補助金の交付をします。
- ↓
- ⑤ 事業実施
- ↓
- ⑥ 補助事業が完了したら、町へ実施報告書類を提出します。
- ↓
- ⑦ 実施報告書類により、補助金の使われ方や事業実績などを町が審査します。  
（補助対象経費の減少や補助対象外経費に使用された場合は補助金の返還が生じます。）



各種団体に町から交付する補助金が、公募による事業提案型による補助制度に来年度から変わります。

この補助制度は、団体が主体的に行う、地域のまちづくりに役立つ公益性のある事業に対し、事業経費の一部を町が助成することにより、団体活動を活性化させ住民協働のまちづくりを推進させるとともに、補助金支出の透明性、公平性を高めることを目的としています。

この補助制度を受けようとする団体は、事業内容、経費の内訳、実施予定日などを記載した申請書類が必要となり、提出された申請書類による町の審査を実施した後に補助金額が決定されます。

**【補助対象事業】**

- ・笠松町内で実施する事業
- ・公益性が認められる事業
- ・団体が主体的に実施する事業
- ・営利、政治、宗教を目的としない事業

**【対象となる団体】**

- ・活動の拠点が町内にある団体
- ・会計処理ができる団体
- ・営利、政治、宗教を目的としない団体

**【補助できない経費例】**

会員の福利厚生費、会員に対する記念品、視察・研修などの費用、飲食費、領収書などにより確認できない経費など  
詳しくは3月の広報紙をご覧ください。

## 皆さんのご意見が笠松のまちをつくります ～ふれあい意見箱を設置！～



町では、住民協働のまちづくりを推進するため、皆さんからのご意見、ご要望をお聴きする「ふれあい意見箱」を町内の公共施設などに設置しています。町政やまちづくりに対するご意見、ご要望、ご質問など、備え付けの意見カードに記入のうえ投函してください。皆さんからいただく貴重なご意見などは、さまざまな施策や事業の参考にさせていただきます。

### 【ふれあい意見箱設置場所】

役場・北事務所・中央公民館・松枝公民館・総合会館・歴史民俗資料館・福祉健康センター・福祉会館・各町立保育所・児童館・巡回町民バス内

【問合せ先】企画課